

2011年3月23日

**東北地方太平洋沖地震および長野県北部を震源とする地震により被災された方々に対する
契約者貸付の特別取扱いについて**

このたびの地震およびそれらを起因とした津波災害により被害を受けられましたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

アリコジャパン（日本における代表者・社長：高橋和之）は、このたびの震災による被災者の方々を支援するため、災害死亡保険金等の全額支払い、保険料払込猶予期間の延長、保険金・給付金の簡易迅速なお支払い、契約者貸付金、解約返戻金の簡易迅速なお支払いを行っております。

上記のお取り扱いに加え、契約者貸付利率の利息減免に関する以下の対応を実施することといたしましたのでお知らせします。

【契約者貸付（新規貸付）の利率引き下げによる利息減免】

○新規の契約者貸付について以下のとおりの対応を行います。

対象契約者	災害救助法適用地域(*1)にご居住されていて被災されたご契約者がご加入されている個人保険（ただし、変額保険、高齢者生存保障保険、積立利率変動型生存保障保険、積立利率変動型保障期間自由設計保険(*2)を除く）。 なお、個人年金保険は対象外です。
金利	年 1.5 %
上記金利 適用金額	最高限度 100 万円（ただし、解約返戻金の通貨が、米ドルの場合は 1 万ドル、ユーロの場合は 1 万ユーロとします。） ただし、解約返戻金の一定割合（約款所定）を限度とします。
上記金利 適用期間	平成 23 年 12 月 31 日まで
受付期間	平成 23 年 6 月 30 日まで

(*1)2011年（平成23年）東北地方太平洋沖地震にかかる災害救助法の適用地域（ただし、大量の帰宅困難者が発生したこと等に伴い災害救助法が適用された東京都を除く）および長野県北部の地震にかかる災害救助法の適用地域。

(*2) 対象外となる個人保険商品の正式名称は以下のとおりです。

○変額保険：変額保険（有期型）、変額保険（終身型）

- 高齡者生存保障保險：高齡者生存保障保險、高齡者生存保障保險（H11）、高齡者生存保障保險（H14）
- 積立利率變動型生存保障保險：積立利率變動型生存保障保險、積立利率變動型一時払生存保障保險、積立利率變動型生存保障保險(米国通貨建)、積立利率變動型一時払生存保障保險(米国通貨建)
- 積立利率變動型保障期間自由設計保險：積立利率變動型保障期間自由設計保險

以上